



地域別市民意見交換会

これまでの取り組み

特集

議会基本条例制定から5年

「議会のあるべき姿」を求めて

高山市議会は、平成21年12月に議会改革等に関する特別委員会を設置し、議論を重ね、広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を「議会のあるべき姿」として定めました。その中で、議会の果た

すべき役割や責務を明確にし、その実現に向け議員定数や選挙区の見直し、市民意見交換会や政策討論会の開催、議会広報紙の発行、委員会による政策提言の実施など様々な取り組みをすすめる、その結果を評価したうえで、これらの一連の取り組みを普遍化するため、平成23年5月に議会基本条例を制定しました。

特に、市の政策水準を向上させるため、委員会が中心となって、市の政策形成サイクルを検証するなど、中でも、主に決定や評価という部分に積極的に関わってきました。

今後の取り組み

議会基本条例制定後の5年間に「政治倫理規程」や「評価制度の確立」

について議論を行うとともに、これまでの議会改革の取り組みを進める中で見えてきた課題について、見直しや改善も併せて実施してきました。

現在、議会基本条例でうたわれている「高山市議会のあるべき姿」を実現するため、議会基本条例推進協議会を立ち上げ、抽出した課題を議会基本条例に基づき整理し、6つの論点にまとめて検証を行っています。

議論を行っている組織の体系図や抽出した論点は次のとおりです。すぐに改善できるものや議論をさらに深める必要のあるものなど、課題はさまざまですが、しっかりと議論を積み重ね「議会のあるべき姿」を求めていきます。

組織体制 (イメージ)

